

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第299条の規定を準用し、同法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和3年1月19日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 児玉 亮

## 令和2年度定期事務監査の結果

### 1. 監査の対象

(定期監査)

総務課

### 2. 監査の期間

令和2年12月11日～令和2年12月24日

### 3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準の規定に基づき、会計事務に関する執行状況について、関係書類の提出を求めた。

これらをもとに総務課から事情を聴取し、その事務事業が法令、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

### 4. 指摘及び留意事項

一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

#### (1) 会計事務に関する書類の分類及び保管について

支出命令書及び調定書をはじめとした会計書類について、文書分類が不十分な状態で保管している状況が確認された。

文書の分類及び保管については、文書取扱規程において、系統的に分類した文書分類表を作成すること、並びに必要な期間は適切に保管することが規定されているので、文書取扱規程に基づき、適切に文書を分類し、保管するよう改善を求める。

#### (2) 支出命令書の添付書類について

支出命令書の作成に当たっては、債権者による請求書及び附属書類が添付されていなければならない。ただし、請求書を添付することが困難な場合は、請求書に代わるものとして、支払額調書によることができるとされている。

報酬及び給料の支出費目に係る添付書類は、財務規則の規定において、支払額調書及び支給明細書とされているが、支払額調書の添付がなされていないことが確認された。

については、支出命令書の作成の際は、担当者が財務規則や会計事務の取扱説明書を再度確認してこれを遵守すること、また、決裁権者においては附属書類を含め審査することが必要であることをこれまで以上に注意を払い、適正な会計事務の執行に努められたい。

## 5. 監査委員意見

今年度は、会計事務に関する執行状況について、主に支出命令書と調定書について監査を行った。その結果、支出命令書及び調定書をはじめとする書類が文書分類に規定することなく保管されている状況であった。

文書の分類、保存年限等については、文書取扱規程において明記されていることから、適切に分類し保管するよう改善していただきたい。また、支出命令書における添付書類についても、一部に添付の不備が見受けられたことから、財務規則に基づき、支出費目に応じて附属書類を添付し、適正な会計事務の執行に努められたい。

最後に、会計事務は公金を取り扱う重要な職務であり、事務担当職員は高い倫理性と透明性を保つ必要がある。事務担当課である総務課においては、人事異動により担当者に変更があった場合においても、継続的かつ安定的な事務執行を確保するとともに、しかるべき方策の検討を進められ、市民の信託に応えていただきたい。